

いろいろ

市政情報

環境

猪苗代湖がラムサール条約湿地に登録されました

7月15日に、猪苗代湖が国際的に重要な湿地保全を目的とする「ラムサール条約湿地」として登録されました。今後は、猪苗代湖の未来を守り、次の世代に引き継ぐため、県や郡山市、猪苗代町と連携して保全活動を行っていきますので、ご協力をお願いします。

ラムサール条約湿地登録のメリット

- 国際的に重要な湿地として、国内外から注目される
- 観光やレクリエーション、子どもたちの教育の場として活用される
- 地域産品のブランド価値が高まる など
- 問い合わせ…環境共生課(☎23-4700)



募集

パブリックコメントを募集します

詳細は、都市計画課や各支所・市民センター、市のホームページなどで見ることができます。

▶意見を募集する内容…市街化調整区域における地区計画(都市計画法第34条第10号)の運用基準の一部改正(案)

▶募集期間…10月3日(金)～11月4日(火)

▶意見の提出方法…所定の用紙に必要事項を記入し、直接か郵送、ファクス、メールで都市計画課(〒965-8601※住所不要、FAX39-1450、メールtoshikei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)に提出※用紙は市のホームページから取得も可

●問い合わせ…都市計画課(☎39-1261)



応援

市町村対抗福島県ソフトボール大会に出場します

第12回市町村対抗福島県ソフトボール大会に、本市代表チームが出場します。みんなで応援しましょう。

▶とき…10月4日(土)午後0時15分～

▶ところ…相馬光陽ソフトボール場(相馬市)

▶対戦相手…中島村

●問い合わせ…文化スポーツ課(☎39-1306)



出場する本市代表チームの皆さん

福祉

特定疾患の患者見舞金を支給します

受給するには申請が必要です。

▶対象…10月1日(水)現在で本市に住民票があり、次のいずれかに該当する人か、その保護者○指定難病医療費受給者証を持っている、または申請中である○慢性腎不全で、10月1日(水)以前から人工透析を受けている○遷延性意識障害がある○小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている、または申請中である※重度心身障がい者医療費助成の受給者は除く

▶支給額…年額5,000円※12月中旬に振り込み

▶申請に必要なもの…○特定疾患患者または保護者名義の預金通帳○指定難病医療費受給者証や小児慢性特定疾病医療受給者証、障害者手帳 など

▶受付期間…10月1日(水)～31日(金)

▶注意点…○現在見舞金を受給している人は申請不要※氏名や振込口座などに変更がある場合は届け出が必要○指定難病医療費受給者証や小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている人でも、更新時に「軽快者」や「対象外」の認定を受けた場合や更新手続きを行っていない場合は支給の対象外

●申請先・問い合わせ…障がい者支援課(☎39-1241)

教育

教育に関する事務の点検・評価結果のお知らせ

教育委員会では毎年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、年度当初に策定した「教育行政推進プラン(憧れ・学び・誇り)」に掲げた重点事業の執行状況を、学識経験者の意見を聞きながら点検・評価し、教育行政の推進に努めています。この度、令和6年度の点検・評価報告書を作成しました。報告書は教育総務課や各公民館、市のホームページで見ることができます。

●問い合わせ…教育総務課(☎39-1302)



追悼

戦没者追悼式を開催します

戦争で亡くなられた人たちを追悼し、平和を祈念します。

▶とき…10月31日(金)午前10時～

▶ところ…文化センター

●問い合わせ…地域福祉課(☎39-1232)

いろいろ

市政情報

募集

「まちの拠点」にかかる タウンミーティングを開催します

市では、第7次総合計画に基づき、人・物・情報をつないで賑わいと活気があり、市民に親しまれる「まちの拠点」づくりに向けて、県立病院跡地の利活用と会津若松駅前整備を進めています。

県立病院跡地

子どもの遊び場を核とした多世代が交流できる施設の整備に向けて取り組みを進めており、8月に公共施設の整備や運営を行う予定の事業者(優先交渉権者)が決定しました。今後は、必要な手続きを進めながら優先交渉権者の提案内容を踏まえ、設計を進めていきます。

会津若松駅前

会津若松駅前とその周辺地区の安全性と利便性の向上を目指し、まちづくりと交通結節点としての機能を最大限に高める基盤の整備を検討しており、8月に「会津若松駅前都市基盤整備基本計画(案)」を取りまとめました。今後は、市民の皆さんの意見を伺いながら、基本計画の策定・公表に向けて取り組んでいきます。

「タウンミーティング」市長と語ろう」へお越しください

▼とき…10月26日(日)午後2時30分～4時



- ▼ところ…會津稽古堂
- ▼内容…○市長によるプレゼンテーション○意見交換 など
- ▼申し込み方法…専用フォームかメール、ファクスで企画調整課(メール kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp FAX 39・1400)に申し込み
- ▼その他…希望者には託児・手話通訳有り※要予約
- ……………
- 問い合わせ…企画調整課(☎39・1201)



環境

環境共生課の執務室が移転し、 家庭ごみの直接搬入方法が変更になります

11月10日(月)から追手町第二庁舎に移転します

新たなごみ焼却施設の整備に伴い、環境共生課の執務室が移転します。

▶移転先での業務開始…11月10日(月)～※引っ越しは11月8日(土)・9日(日)

▶移転前…神指町南四合字深川西292-2

▶移転後…市役所追手町第二庁舎1階(追手町2-41)

▶その他…電話番号やファクス番号は変わりません

ご注意ください！ 届け出や申請の窓口の場所が変わります

執務室の移転に伴い、各種申請や届け出、相談などの窓口が変更になります。

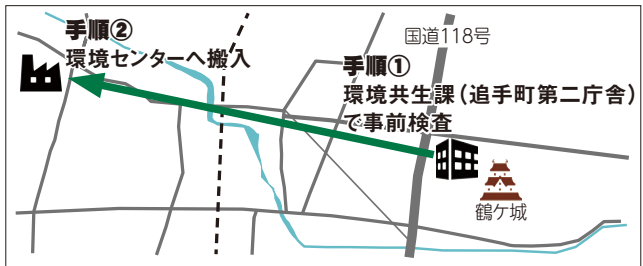
▶環境に関すること…●ゼロカーボンシティ推進に関すること●住宅用太陽光発電システム等設置補助金の申請●電気自動車等購入補助金の申請●騒音や振動を伴う施設の設置や作業に関する届け出●公害についての相談 など

▶ごみ減量化に関すること…●家庭ごみ処理有料化に関すること●ごみ減量化事業補助金の申請●資源物回収奨励金の申請●小動物死体の回収に関すること●し尿くみ取りの申し込み、料金徴収 など



家庭ごみを持ち込む場合、事前に環境共生課へお越しください

家庭ごみを環境センターへ持ち込む場合、環境共生課の事前検査が必要です。事前検査は、庁舎正面の検査スペースで行います。環境センターへ行く前に、必ず環境共生課へお越しください。



▶環境共生課の検査時間…午前8時30分～正午、午後1時～4時

▶その他…○環境センターのごみ搬入受付時間は午後4時30分までです○施設内での作業に15分程度かかります。時間に余裕をもってお越しください○少量のごみは収集日にごみステーションへ出してください

……………

●問い合わせ…環境共生課(☎27-3961)